

すべての人がともに生き、  
支え合うまちづくり

令和6年度～令和10年度

# 第5次 四日市市 地域福祉計画



四日市市

# 目 次

第1章 計画策定にあたって .....	1
1. 計画策定の趣旨 .....	1
2. 本計画の位置づけ（他の計画との関係） .....	2
3. 計画の期間 .....	4
第2章 本市の現状と課題 .....	5
1. 統計から見る本市の現状 .....	5
(1) 人口 .....	5
(2) 世帯 .....	6
(3) 要介護・要支援認定者 .....	7
(4) 障害のある人 .....	8
(5) 出生 .....	9
(6) 生活保護 .....	9
(7) 外国人市民 .....	10
(8) 地域団体 .....	11
(9) 民生委員・児童委員（主任児童委員） .....	13
2. 地域福祉に関するアンケート調査結果の概要 .....	14
3. 第4次計画の評価と残された課題 .....	19
第3章 計画の理念と目標 .....	29
1. 計画の基本方針 .....	29
2. 社会背景 .....	29
(1) 社会福祉法の改正 .....	29
(2) 四日市市総合計画の策定 .....	29
3. アンケートの結果 .....	30
4. 基本理念 .....	30
5. 計画の基本目標 .....	31
6. 計画の体系 .....	32
第4章 地域福祉の推進 ～施策の方向～ .....	33
<b>基本目標1 すべての人が暮らしやすいまちづくり</b> .....	33
1-1 一人ひとりを支える仕組みづくり .....	34
(1) 高齢者への支援 .....	34
(2) 障害がある人への支援 .....	34
(3) 子どもと子育て家庭への支援 .....	35
(4) 生活困窮者への自立支援（生活困窮者自立支援方策） .....	36
1-2 誰一人取り残さない仕組みづくり .....	37
(1) 災害時における要支援者への支援 .....	37
(2) 防犯の取り組み .....	37
(3) 多様性の尊重 .....	38
(4) 再犯防止の推進（市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画） ..	39
(5) 多様で複合的な課題への支援 .....	40

<b>基本目標2</b>	<b>すべての人を支える福祉のまちづくり</b>	<b>41</b>
2-1	地域との連携・社会貢献	42
(1)	福祉サービスの提供、質の向上	42
(2)	福祉事業者と地域や相談機関との連携	42
(3)	成年後見制度の利用の促進（成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画）	43
2-2	福祉事業者への支援	44
(1)	相談・助言・指導監査などの的確な実施	44
(2)	人材確保	44
<b>基本目標3</b>	<b>笑顔と楽しみがあふれるまちづくり</b>	<b>46</b>
3-1	人材の育成・発掘	47
(1)	人材・団体の育成	47
(2)	福祉教育の推進	47
3-2	地域団体への支援	49
(1)	地域団体への支援	49
(2)	身近な地域での福祉活動の充実	49
<b>基本目標4</b>	<b>自ら幸せを生み出すまちづくり</b>	<b>51</b>
4-1	生きがいを持って暮らせる地域づくり	52
(1)	地域活動への参加	52
(2)	社会参加の促進	52
(3)	あらゆる世代の健康づくり	53
(4)	市民協働による地域づくり	53
4-2	地域活動を支える情報の提供	55
(1)	地域活動情報の提供	55
(2)	地域活動情報提供方法の充実	55
<b>基本目標5</b>	<b>安心して相談できるまちづくり</b>	<b>57</b>
5-1	すべての課題に向き合い、寄り添う	58
(1)	包括的な相談窓口の充実	58
(2)	地域における身近な相談窓口	58
5-2	課題の解決に向けて	60
(1)	重層的支援体制整備事業の実施	60
<b>第5章</b>	<b>計画の推進体制</b>	<b>61</b>
1.	計画の推進体制	61
2.	計画の進行管理	61
<b>資料編</b>		<b>62</b>
参考	社会福祉法（抜粋）	62
参考	第4次計画期間中（令和元年度～令和5年度）の主な法制度面の動き	64
	四日市市地域福祉計画検討委員会 委員名簿	65

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

平成12年に社会福祉の基本法である社会福祉事業法が社会福祉法へ改正され、地域福祉の推進が明確に位置づけられるとともに、市町村においては、社会福祉法第107条に「市町村地域福祉計画」を策定、公表することが規定されました。これを受けて本市は、平成16年3月に「四日市市地域福祉計画」を策定して以来、5年を1期とする地域福祉計画を4次にわたり策定してきました。

今回、第4次四日市市地域福祉計画（以下、「第4次計画」といいます。）の策定からさらに5年が経過し、社会福祉法の改正などにより施策の追加が行われていること、また、本市の最上位計画である「四日市市総合計画」を策定したことに加え、近年、個人や世帯が抱える福祉課題や生きづらさが複雑化、多様化していることから、より現状にあった市民に分かりやすい計画とするため見直しを行い、「第5次四日市市地域福祉計画」（以下、「本計画」といいます。）として策定することとしました。

### － 地域共生社会とは －

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、市民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。

その目的は、様々な事情から福祉サービスや支援を必要とするようになっても、これまで作りあげてきた地域との関係を保ちながら、役割を持って社会的な活動に参加することで、誰もが自分らしく、誇りを持って、まちの一員として生活を送ることができるようになることです。

このような地域共生社会を目指すうえでは、地域での暮らしを支援するいろいろな福祉サービスを整備することに加え、地域の人びとの結びつきを深めるために助け合いや居場所づくり、交流活動を盛んにすることなどがとても大切です。

地域共生社会の実現には、一部の福祉関係の専門機関だけでなく、地域の人たち、ボランティア活動やまちづくりに取り組む市民、保健、医療、住宅、建設、商工業などに携わる様々な専門家、団体など、多くの人の協力と相互の連携が必要です。

## 2. 本計画の位置づけ（他の計画との関係）

---

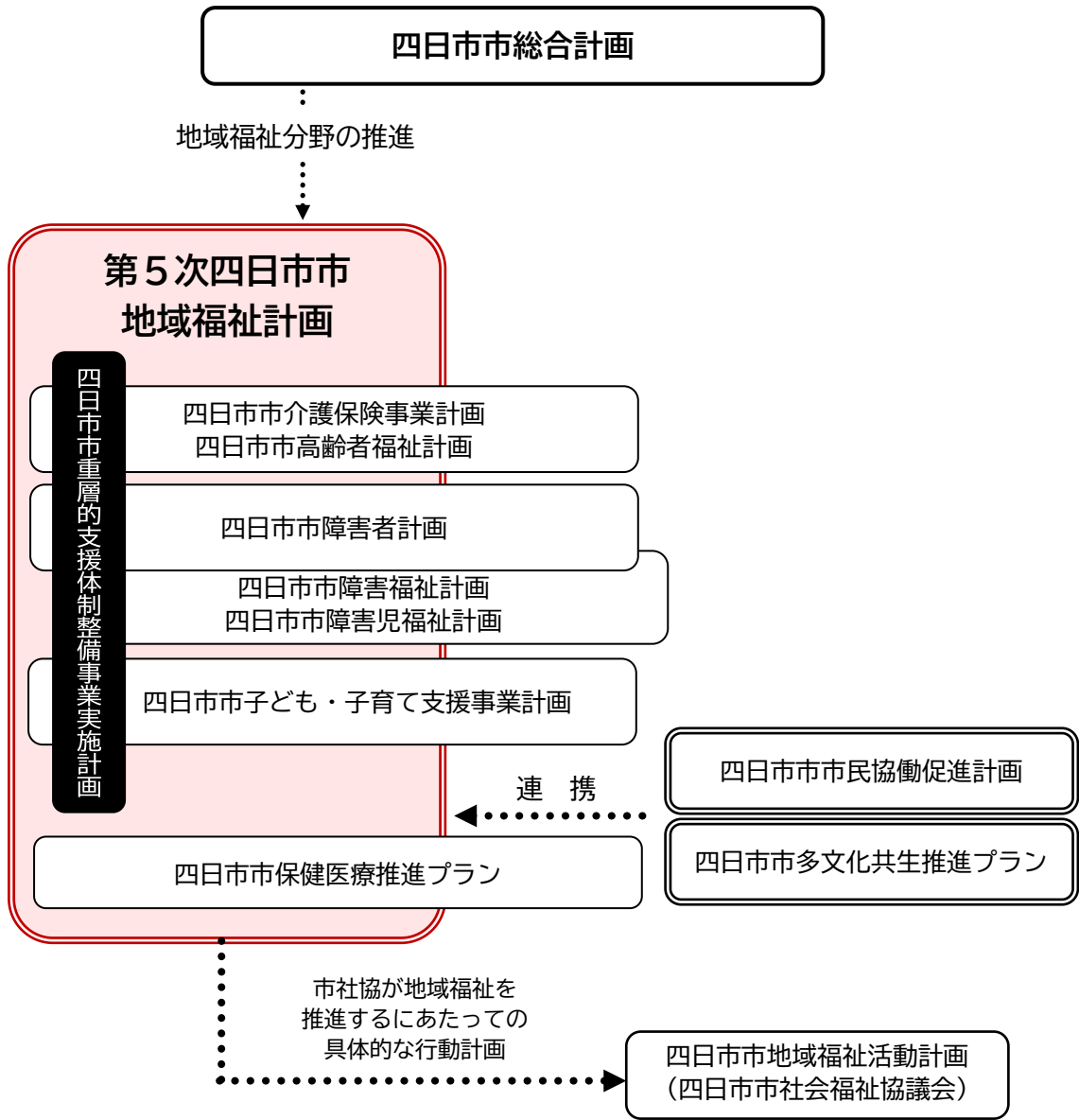
本計画は、「四日市市総合計画」を上位計画とし、その地域福祉分野を推進するための基本的な計画であり、社会福祉法第 107 条に規定する「市町村地域福祉計画」として位置づけられます。

なお、本計画の基本目標 1 「すべての人が暮らしやすいまちづくり」における、施策の方向 1 - 1 の「(4)生活困窮者への自立支援」は、生活困窮者自立支援法に基づく本市の取り組みを定めた生活困窮者自立支援方策として、施策の方向 1 - 2 の「(4)再犯防止の推進」は、再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条における「市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」として、それぞれ位置づけられるものです。また、基本目標 2 「すべての人を支える福祉のまちづくり」における、施策の方向 2 - 1 の「(3)成年後見制度の利用の促進」は、地域福祉活動計画などにおいて位置づけられる具体的な実施計画とあわせて成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として、位置づけられるものです。

さらに、本市には、「四日市市介護保険事業計画・四日市市高齢者福祉計画」、「四日市市障害者計画」、「四日市市障害福祉計画・四日市市障害児福祉計画」、「四日市市子ども・子育て支援事業計画」、「四日市市保健医療推進プラン」といった、高齢者、障害者、子育て、保健医療などの各分野における計画があり、国における様々な法改正などに留意しながら、それぞれの分野固有の施策、達成目標などを掲げ、推進しています。本計画には、これらの計画に基づき施策を推進していく上で、共通する考え方やその基本的な方向についても定めるものとしします。また、「地域福祉計画に盛り込むべき内容」のうち、これらの計画に定めているものについても地域福祉計画の一部とみなすこととしします。

あわせて、四日市市社会福祉協議会（以下、「市社会福祉協議会」と言います。）が定める「四日市市地域福祉活動計画」を本計画の行動計画と位置づけ、連携を図りながら地域福祉を推進します。

■計画の位置づけ イメージ



### 3. 計画の期間

令和6年度から令和10年度までの5年間を本計画の期間とします。

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
総合計画	総合計画										
地域福祉計画	第4次	第5次									
介護保険事業計画	第8次	第9次		第10次							
高齢者福祉計画	第9次	第10次									
障害者計画	第4次	第5次									
障害福祉計画	第6期	第7期		第3期							
障害児福祉計画	第2期	第3期									
子ども・子育て支援事業計画	第2期			第3期							
保健医療推進プラン	第2次	第3次									

※各計画の「次」「期」については、策定済み及び計画策定に着手しているものまでを記載。

## 第2章 本市の現状と課題

### 1. 統計から見る本市の現状

#### (1) 人口

本市の総人口は、令和元年から令和5年までの5年間で約1%減少し、令和5年10月現在、308,248人となっています。

年齢別にみると、老年人口のみ約1%増加し、生産年齢人口は0.8%、年少人口は6.5%それぞれ減少しており、老年人口の比率を示す高齢化率は26.2%となり、少子高齢化の進行を示しています。

■人口の推移（各年10月1日現在）

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口	人口(人)	311,470	311,716	310,110	310,113	308,248
	人口指数	100.0	100.1	99.6	99.6	99.0
老年人口 (65歳以上)	人口(人)	80,036	80,529	80,861	80,966	80,819
	構成比(%)	25.7	25.8	26.1	26.1	26.2
	人口指数	100.0	100.6	101.0	101.2	101.0
生産年齢人口 (15~64歳)	人口(人)	192,099	192,190	190,994	191,656	190,647
	構成比(%)	61.7	61.7	61.6	61.8	61.8
	人口指数	100.0	100.0	99.4	99.8	99.2
年少人口 (0~14歳)	人口(人)	39,335	38,997	38,255	37,491	36,782
	構成比(%)	12.6	12.5	12.3	12.1	11.9
	人口指数	100.0	99.1	97.3	95.3	93.5

※住民基本台帳人口より

※人口指数は、令和元年の値を100として算出したもの



## (2) 世帯

本市の世帯数は年々増加しており、令和元年と令和5年を比較すると、3.7%の増加となっています。総人口と世帯数から1世帯あたりの人数を算出すると、令和元年の2.23人に対し、令和5年は2.13人となり、0.1人の減少となっています。

### ■世帯数の推移（各年10月1日現在）

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口（人）	311,470	311,716	310,110	310,113	308,248
世帯数（世帯）	139,718	141,768	142,498	144,556	144,956
世帯指数	100.0	101.5	102.0	103.5	103.7
1世帯人数（人）	2.23	2.20	2.18	2.15	2.13
1世帯人数指数	100.0	98.6	97.6	96.2	95.4

※住民基本台帳より

※世帯指数、1世帯人数指数は、それぞれ令和元年の値を100として算出したもの

本市の家族類型別世帯数については、3世代世帯を含む「核家族以外の世帯」が減少する一方、「単独世帯」が大きく増加し、平成22年から令和2年までの10年間で42%の増加となっています。

### ■家族類型別世帯数の推移（各年10月1日現在）

		平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数（世帯）		119,861	128,109	133,143
核家族 世帯	夫婦のみの世帯	24,935	26,239	27,387
	親と子からなる世帯	46,954	47,419	47,527
核家族以外の世帯		12,683	10,858	8,737
非親族を含む世帯		1,249	1,353	1,196
単独世帯		33,984	42,061	48,273
単独世帯指数		100.0	123.8	142.0

※国勢調査より

※一般世帯数には「不詳」を含む

※単独世帯指数は、平成22年の値を100として算出したもの

### (3) 要介護・要支援認定者

本市の介護保険の要介護・要支援認定者は、認定者計で見ると、令和元年から令和5年にかけて673人（5.3%）増加しています。

また、高齢者数全体に対する認定者の割合である認定率も増加傾向となっています。

#### ■要介護・要支援認定者数の推移（各年10月1日現在）

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
高齢者数（人）	80,036	80,529	80,861	80,966	80,819
要支援者（人）	4,613	4,446	4,535	4,884	4,955
要介護者（人）	8,115	8,150	8,346	8,453	8,446
認定者計（人）	12,728	12,596	12,881	13,337	13,401
認定率（%）	15.9	15.6	15.9	16.5	16.6

※四日市市介護保険事業計画より

#### (4) 障害のある人

本市の障害者手帳所持者は、全体としては増加しています。令和元年と令和5年を比較すると、身体障害者手帳の所持者は731人の減少（▲7.1%）、知的障害者手帳（療育手帳）の所持者は143人の増加（5.6%）となっています。また、精神障害者保健福祉手帳については728人（28.3%）の増加と大幅に伸びてきており、今後も増加が予想されます。

##### ■障害者手帳所持者の推移（各年4月1日現在）

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳（人）	10,338	10,216	10,002	9,849	9,607
身体 指数	100	99	97	95	93
療育手帳（人）	2,576	2,675	2,545	2,619	2,719
療育 指数	100	104	99	102	106
精神障害者保健福祉手帳 （人）	2,576	2,669	2,784	3,076	3,304
精神 指数	100	104	108	119	128

※障害福祉課資料・保健衛生事業の概要より

※身体、療育、精神の指数は平成31年の各手帳所持者数を100として算出したもの

##### ■指定難病、小児慢性特定疾患 患者数の推移（各年4月1日現在）

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
指定難病 患者数（人）	2,172	2,275	2,465	2,330	2,520
小児慢性特定疾患 患者数（人）	265	280	295	262	276
計	2,437	2,555	2,760	2,592	2,796

※保健衛生事業の概要より

## (5) 出生

本市の出生数は減少傾向にありますが、令和3年は前年を上回っています。

本市の合計特殊出生率は、国及び県と同様に減少傾向にあり、人口を維持するために必要とされる人口置換水準（※）を下回っています。

※人口置換水準とは、長期的に人口が安定的に維持される合計特殊出生率の水準をいいます。この水準を下回ると人口が減少することになります。近年の日本における値は2.07ですが、男女の出生性比率などの違いによって変動します。

### ■出生数の推移

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
出生数（人）	2,386	2,320	2,287	2,106	2,160

※三重県衛生統計年報より

### ■合計特殊出生率の推移

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
国	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30
県	1.49	1.54	1.47	1.42	1.43
市	1.47	1.45	1.45	1.35	1.41

※統計でみる三重のすがたより

## (6) 生活保護

本市の被保護世帯数・被保護人数は、年々増加傾向にあります。

### ■被保護世帯数・被保護人数の推移（各年4月1日現在）

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
被保護世帯数（世帯）	2,856	2,912	3,029	3,068	3,070
被保護人数（人）	3,710	3,761	3,919	3,975	3,922

※保護課資料

## (7) 外国人市民

本市の外国人市民は総人口の3%を超えており、特に近年は、ベトナムやネパールにルーツを持つ外国人市民が増加しています。

■外国人市民人口の推移（各年3月末日現在）

		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
外国人市民人口（人）		9,690	10,769	10,417	10,160	11,178
国 籍 別	ブラジル	2,264	2,405	2,368	2,352	2,378
	ベトナム	1,017	1,462	1,552	1,566	1,780
	中国	1,534	1,594	1,458	1,348	1,318
	韓国	1,507	1,467	1,412	1,348	1,310
	ネパール	647	824	756	721	1,075
	フィリピン	844	907	832	820	886
	その他	729	797	781	787	972
国籍数		68	65	65	65	70

※多文化共生推進室資料

※国籍別は令和5年時点の上位6か国を表す

## (8) 地域団体

### ①自治会

加入世帯は増加傾向にありますが、加入率はほぼ横ばいとなっており、85%前後を推移しています。

#### ■自治会加入世帯の推移（各年4月1日現在）

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
加入世帯数（世帯）	108,390	108,584	108,801	109,547	109,461
加入率（%）	85.3	85.2	85.3	84.9	85.0

※市民生活課資料（世帯数は自治会からの報告による）

### ②地区社会福祉協議会

市内の各地区には、地区社会福祉協議会が組織されています。地区ごとの特性に沿った活動を展開しており、小学校区ごとに支部を設置している地区もあります。

### ③老人クラブ

クラブ数、会員数ともに減少してきています。平成31年と令和5年を比較すると、クラブ数は39クラブ(▲21%)減少、会員数は4,269人(▲31%)減少しています。

#### ■老人クラブ加入状況の推移（各年4月1日現在）

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
クラブ数	186	179	164	160	147
会員数（人）	13,746	12,664	11,348	10,588	9,477

※高齢福祉課資料

#### ④子ども会育成者連絡協議会

団体数、会員数ともに減少してきています。平成31年と令和5年を比較すると、団体数は83団体(▲26.9%)減少、会員数は4,566人(▲30.1%)減少しています。

##### ■子ども会育成者連絡協議会加入状況の推移（各年4月1日現在）

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
クラブ数	309	298	249	234	226
会員数（人）	15,159	14,527	11,974	11,281	10,593

※青少年育成室資料（子ども会育成者連絡協議会からの報告による）

#### ⑤ボランティア登録

団体数と団体登録者数については、令和2年に前年を上回っているものの、減少傾向にあります。個人ボランティア登録者数は増加傾向にありますが、令和5年は前年を下回りました。

##### ■ボランティア登録状況の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
団体数	169	178	170	156	151
団体登録者数（人）	5,688	6,128	6,048	5,852	5,010
個人ボランティア登録者数（人）	139	156	170	185	152

#### ⑥防災組織

本市では、地区防災組織、自主防災組織が結成されており、地区防災組織連絡協議会としてまとめられています。地区防災組織は平成8年から平成19年にかけて結成され、令和5年現在の組織率は100%となっています。

これらの組織は市内各地区内において、防災訓練など、地域特性に応じた取り組みを実施しています。

(9) 民生委員・児童委員（主任児童委員）

高齢化など地域の福祉課題の増加に比例し、定数は3年に1回の一斉改選ごとに増員となっています。

■民生委員・児童委員（主任児童委員）定数の推移（各年12月1日現在）

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
民生委員・児童委員（人）	554	554	554	558	558
主任児童委員（人）	55	55	55	55	55
計	609	609	609	613	613

※福祉総務課資料



## 2. 地域福祉に関するアンケート調査結果の概要

計画策定にあたり、地域で実際に事業所や団体などで活動している人や市民に対し、四日市市での暮らしや地域活動に関することをお聞きし、地域における現在の福祉課題を把握することを目的にアンケート調査を実施しました。

### 調査の方法

- ①調査対象地域 四日市市全域
- ②調査対象者 地域福祉に関わる関係団体など（以下、「団体等」と言います）  
市政モニター「市政ごいけんばん」登録者（以下、「一般市民」と言います。）
- ③調査期間 令和5年4～5月
- ④調査方法 [団体等] 調査票による本人記入方式、郵送配布・郵送回収による  
郵送調査  
[一般市民] Web 調査
- ⑤配布・回収数

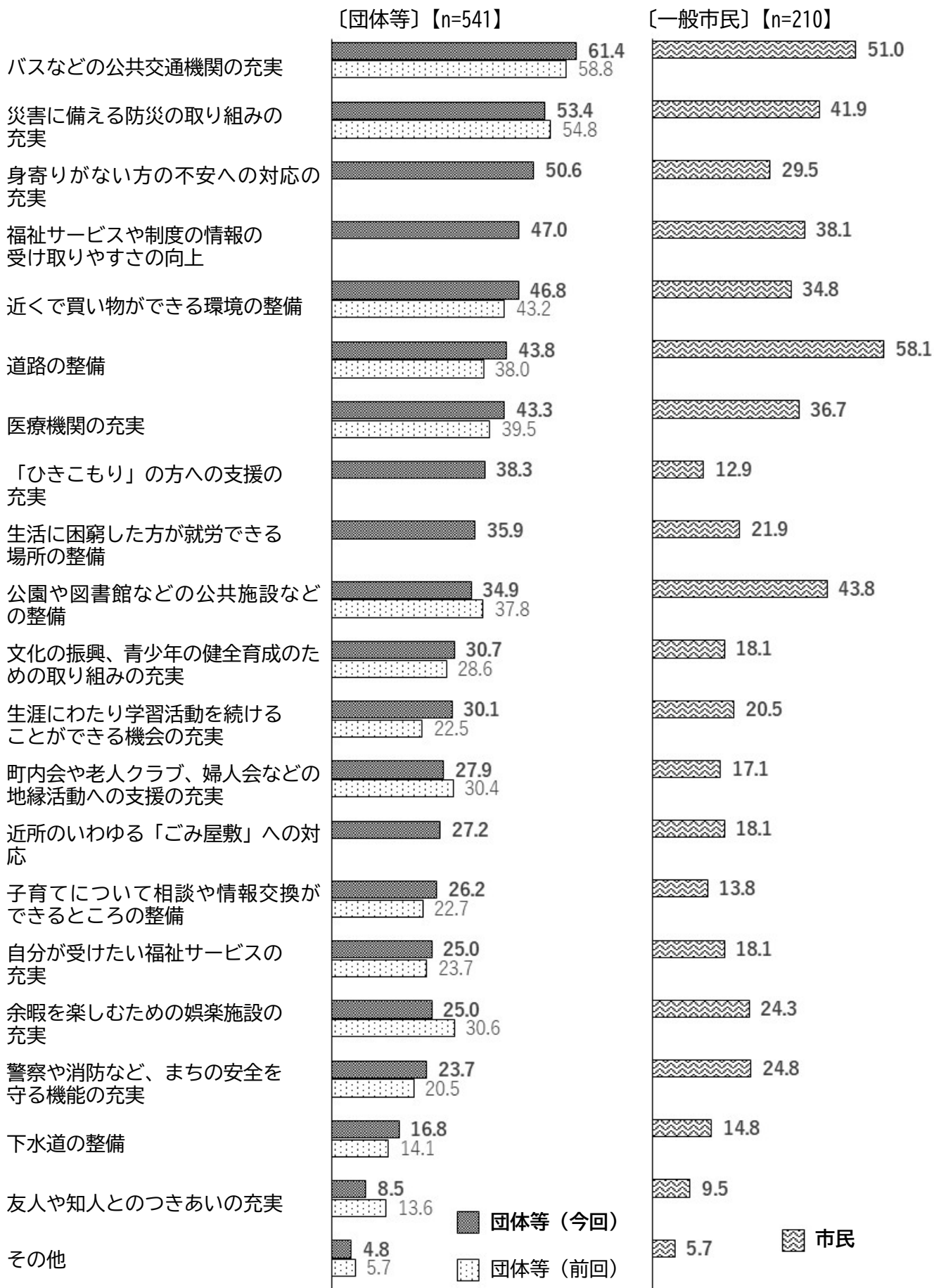
調査種別	有効配布数	回収数	回収率	白紙回答	有効回収数	有効回収率
団体等	784件	544件	69.4%	0件	544件※	69.4%
一般市民	447件	210件	47.0%	0件	210件	47.0%

※設問によって無効回答があるため、回答数と有効回収数が合致しない場合があります。

### 調査対象団体及び回答件数

連合自治会	27	地域包括支援センター	45
地区社会福祉協議会	30	在宅介護支援センター	24
老人クラブ	14	居宅介護支援事業所	59
民生委員・児童委員	54	四日市市障害者福祉センター	8
四日市市人権擁護委員協議会	11	障害者相談支援事業所	26
四日市市地域防犯協議会	30	四日市障害者就業・生活支援センター	4
四日市市子ども会育成者連絡協議会	13	私立保育園・私立こども園	20
食生活改善推進員	27	シルバー人材センター	19
保健・医療・福祉関係市民活動団体	45	四日市日常生活自立支援センター	24
四日市市身体障害者団体連合会	10	子育てコンシェルジュ	2
四日市市精神保健福祉会	13	多文化共生関係窓口	7
四日市市手をつなぐ育成会	14	三重県自閉症協会	4
保護司会	8	子ども食堂	6

問 四日市市のくらしで気になっていること〔複数回答〕



四日市市でのくらしで気になっていることについては、団体等では「バスなどの公共交通機関の充実」が、一般市民では「道路の整備」が最も高いという結果となりました。また、団体等、一般市民の両方で、「災害に備える防災の取り組みの充実」は40%を超える回答を集めており、関心の高さが伺えます。

団体等の回答結果について、前回調査結果と比べると、選択肢が追加されているものの、大きく変化した項目はなく、前回調査で上位であった「バスなどの公共交通機関の充実」や「災害に備える防災の取り組みの充実」が今回も上位を占めています。

今回から新しく追加した設問である「ひきこもりの方への支援の充実」や「身寄りがない方の不安への対応の充実」については団体等と一般市民との回答を比較すると、団体等が20ポイント以上高い結果となりました。一方で、「道路の整備」や「公園や図書館等の公共施設の整備」については一般市民の方が団体等より高いという結果となりました。

こうした結果から、前回も上位を占めていた「バスなどの公共交通機関の充実」や「災害に備える防災の取り組みの充実」については継続して取り組む必要があります。あわせて「ひきこもり支援」や「身寄りがない方への対応」といった福祉課題について、団体等と一般市民の認識に差が認められることから、既存の福祉の制度では支援が困難な人がいるという事実の理解を深めるため、情報提供や啓発を進めていく必要があると考えられます。

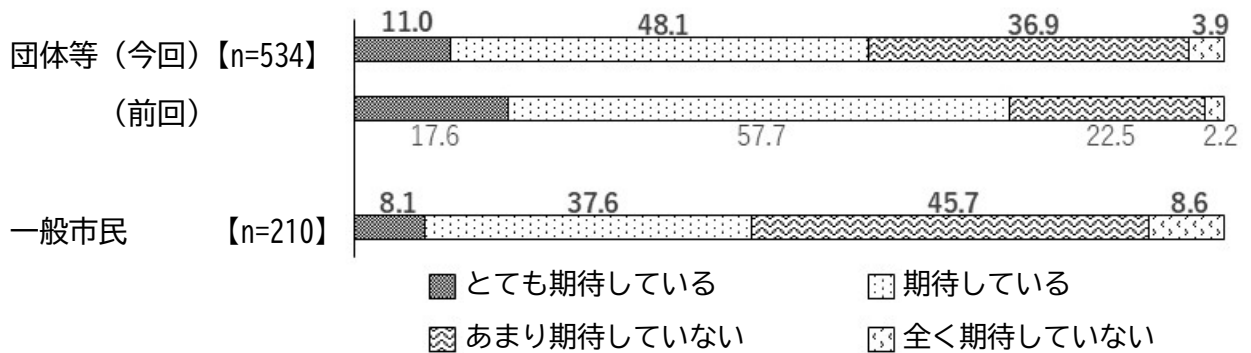
#### ポイント

ひきこもりや身寄りがない方などの複雑化・複合化した福祉課題への支援の必要性について、実際に地域活動をしている人と一般市民との認識に差が見られました。

**問 近所の付き合いが増えることへの期待度〔択一回答〕**

「とても期待している」と「期待している」を合わせた『高期待度』の割合は団体等で59.1%なのに対し、一般市民では45.7%と低くなっています。団体等、一般市民の両方ともが、「とても期待している」は10%前後にとどまっています。

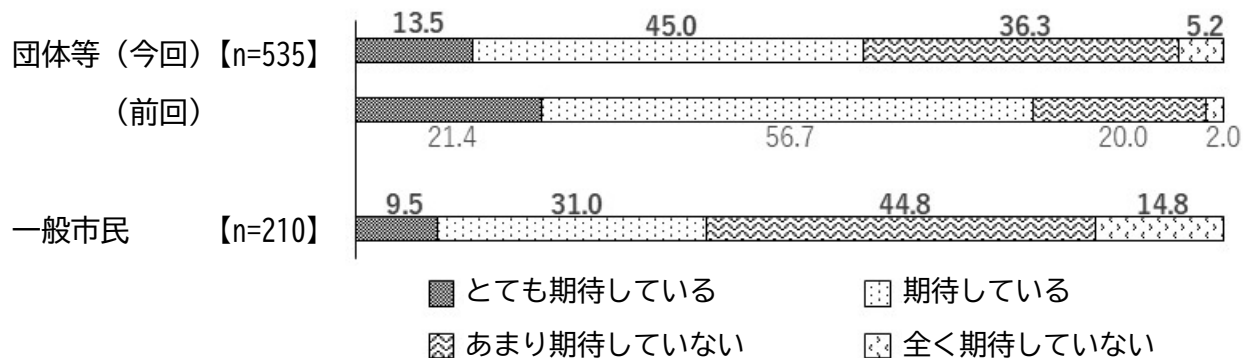
団体等について、前回調査結果と比べると、『高期待度』が75.3%から、16.2ポイントと大きく下がっています。



**問 自治会や町内会の活動が活発になることへの期待度〔択一回答〕**

『高期待度』の割合は、団体等では58.5%なのに対し、一般市民では40.5%と低くなっています。団体等、一般市民の両方で、「とても期待している」は10%前後にとどまっています。

団体等について、前回調査結果と比べると、『高期待度』が78.1%から19.6ポイントと大きく下がっています。



**ポイント**

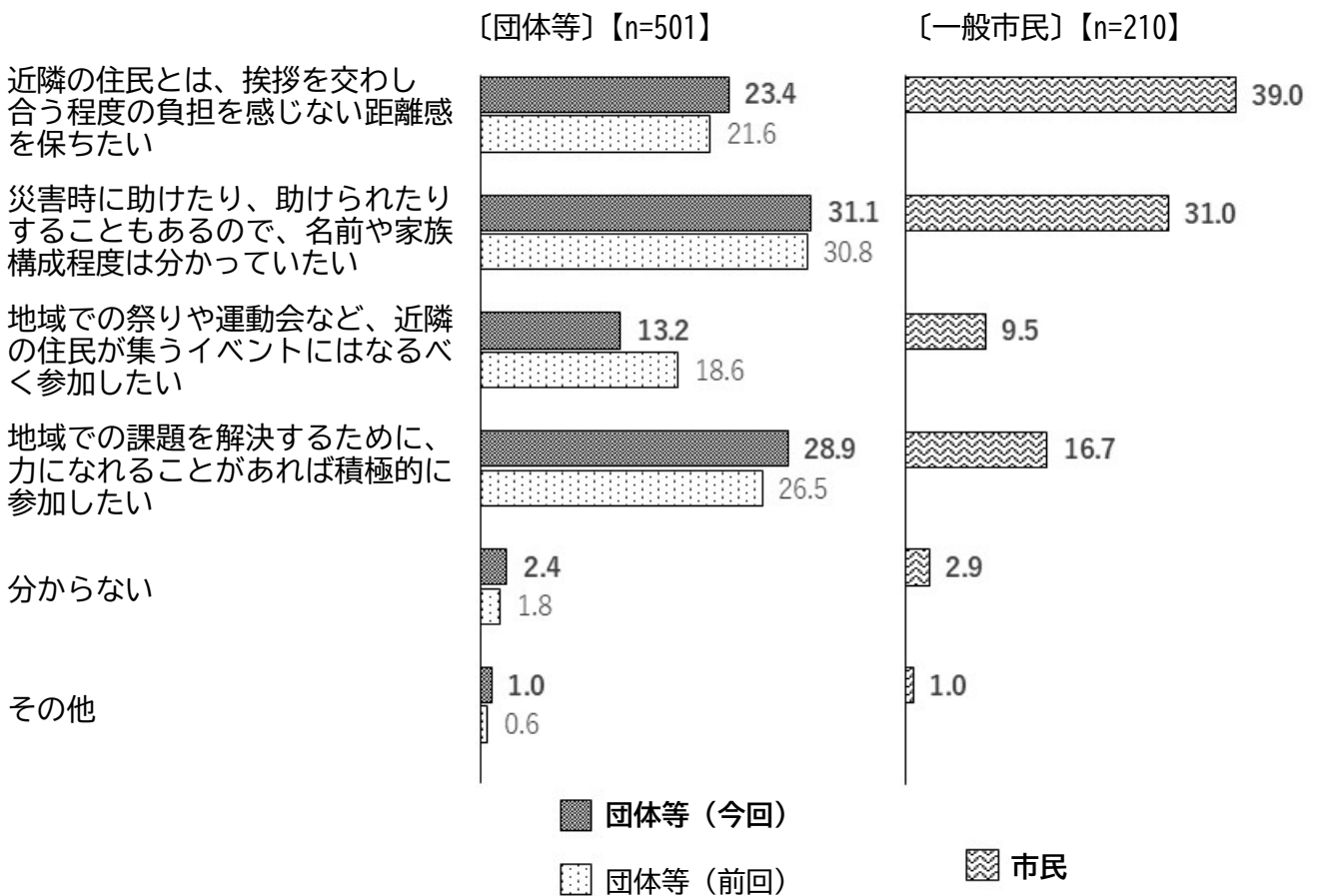
前回調査と比較して、「近所づきあいが増える」「自治体や町内会の活動が活発になる」といった地域のつながりへの期待度が下落しています。

問 地域の人びとの「つながり」のあるべき姿〔択一回答〕

地域の人びとの「つながり」のあるべき姿については、団体等では「災害時に助けたり、助けられたりすることもあるので、名前や家族構成程度は分かっていたい」が最も高く、次いで、「地域での課題を解決するために、力になれることがあれば積極的に参加したい」が続いています。一方、一般市民では「近隣の住民とは、挨拶を交わし合う程度の負担を感じない距離感を保ちたい」が最も高く、「名前や家族構成程度は分かっていたい」が続きます。団体等に比べると、一般市民は「イベントへの参加」や「課題解決への積極的参加」については低い結果となっています。

団体等について、前回調査結果と比べると、大きな傾向の変化はみられませんでした。

こうした結果から、団体等に比べると低い「つながり」に対する一般市民の意識をいかに高めるかが課題だと考えられます。



ポイント

地域の人びとの「つながり」のあるべき姿について、負担を感じない距離感といった最低限の薄いつながりを選ぶ傾向があり、特に一般市民の回答ではその傾向が強いと言えます。

### 3. 第4次計画の評価と残された課題

第4次計画では、5つの基本目標を実現するために、13の施策の方向性を掲げ、地域福祉の推進を図ってきました。その取り組み状況について実績を整理し、今後の課題を抽出しました。

#### ■第4次計画における基本目標、施策の方向性

基本目標（5）	施策の方向性（13）
相談体制・情報提供体制を充実させる	相談体制の充実
	情報提供体制の充実
地域活動を支援する	人材の育成・発掘
	地域福祉活動団体への支援
	ボランティア活動支援
安全・安心に暮らせる仕組みをつくる	防災、防犯体制の支援
	安心して生活できる仕組みづくり
	自立して生活できる仕組みづくり
	ユニバーサルデザインの推進
生きがいを持って暮らせる仕組みをつくる	生きがいを持って暮らせる地域づくり
	地域の支え合いの場づくり
福祉事業者の活動を支援する	健全な運営への支援
	良質なサービス提供のための支援

## 基本目標1「相談体制・情報提供体制を充実させる」

### 〔取り組みの概要〕

困りごとがあったときに相談できる窓口の充実や複合的な福祉課題に対応するための関係機関の連携、各分野における相談窓口の周知を行い、相談体制・情報提供体制を充実させます。

### 〔具体的事業の取り組みと実績〕

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	担当課
在宅介護支援センター 相談件数 (件)	60,596	68,417	65,191	67,866	67,862	高齢福祉課
障害者相談支援事業所 相談件数 (件)	27,891	23,892	24,876	21,861	21,633	障害福祉課
子育て支援センター (箇所数)	20	20	20	22	23	こども未来課
地区地域ケア会議 (開催回数)	79	59	45	50	47	高齢福祉課
社協なるほど出前講座 (開催回数)	54	48	19	23	18	市社会福祉協議会

### 〔具体的な取り組みの実施状況〕

在宅介護支援センターや障害者相談支援事業所といった相談窓口の周知や、子育て支援センターの箇所数の増加を図るなど、相談窓口の充実や周知に努めました。また、新型コロナウイルス感染症拡大期にあたる令和元年度に地区地域ケア会議の開催が減少し、その後横ばい傾向が続いています。



〔本目標に係るアンケート記述意見〕（原文ママ）

- ・市の行政に関して縦割りだから横の連携がないのでたらい回し状態。相談してもここまでしかできませんと対応される。相談しても、ありきたりの相談のみで、なかなかあと一歩ができない。
- ・民生児童委員をしているが、活動していく上で、本当に大変な方（身寄りがない、何のサービスも受けようとしな）へのつなぎ場所がない。（本人が拒否する限りは何もできない）
- ・どうしたら福祉サービスや介護保険のサービスを利用できるかわからない人もみえるので、わかりやすく説明するものがあるといいと思います。
- ・各種支援の存在を知らないままお困りの方々には、孤立と情報不足は苦難に拍車がかかるのではと思います。
- ・意外と知られていない「ひきこもり」の家庭に是非とも支援の手を差しのばして上げる方法を考えて頂きたいと思います。“知られたくない”と思っている家庭が多いと思われます。

〔今後の課題〕

情報提供体制の充実や相談窓口の周知などについては、引き続き重点的に取り組む必要があります。

いわゆる「たらい回し」を避けるため、包括的に相談に応じる体制の整備を行うとともに、複雑化・複合化した福祉課題や、「ひきこもり」などの制度の狭間にある福祉課題に対応するため、関係機関相互の連携強化を図る必要があります。



## 基本目標2「地域活動を支援する」

### 〔取り組みの概要〕

福祉教育の推進やボランティア活動の支援等を行うとともに、地域団体等へ助成制度の提供を継続し、地域活動の安定化を図ることで地域活動を支援します。

### 〔具体的事業の取り組みと実績〕

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	担当課
地区社会福祉協議会リーダー研修会 (開催回数)		1	中止	中止	中止	中止	市社会福祉協議会
福祉教育大学の開講	四社協ゼミナール (開催回数/修了者)	5/76	6/102	中止	中止	4/104	市社会福祉協議会
	地域福祉ゼミナール (開催地区数)	12	12	12	12	12	
	専門ゼミナール (開催回数)	2	4	1	5	4	
市民活動総合保険 (申込件数)		55	46	25	21	30	市民協働安全課
住民主体サービス (登録団体数)		19	22	25	27	30	高齢福祉課

### 〔具体的な取り組みの実施状況〕

地域福祉を推進するリーダーや地域福祉の担い手となる市民の育成に取り組むとともに、地域団体が安心して活動できる環境を整えました。また、地域活動をしている人たちの組織化を支援しました。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大期にあたる令和2～3年度の活動は全体的に低調となりました。

〔本目標に係るアンケート記述意見〕（原文ママ）

- ・サロンなどで助け合いの活動は少しずつできているようだが、後継者不足、高齢化が深刻。
- ・地域でボランティアをしようとしている人を助けて、一緒にやろうというしくみをつくっていく。意識を地域に向けられるように、自分ごととして取り組めるようにしていく必要があると思う。
- ・地域活動に関心はあっても、参加に結びついていない潜在的活動者が多くいると思う。気軽に活動に参加できるようにするためにどうしたらよいか。若い世代にもどのように働きかけていくのか。情報発信の内容や方法も含めて検討する必要があると思う。

〔今後の課題〕

新型コロナウイルス感染症拡大期に途切れてしまった地域活動のノウハウが継承されるよう、地域団体のリーダーの育成や新たにボランティアなどの地域活動をしている人への講座を、改めて推進する必要があります。

地域団体が安定して活動できるように「市民活動総合保険」などの提供とともに、各種の助成制度の周知を強化し、生活支援コーディネーターとも協働しながら、新たな地域団体への組織化を進める必要があります。

### 基本目標3「安全・安心に暮らせる仕組みをつくる」

#### 〔取り組みの概要〕

非常時に備えた防災・防犯体制の構築や、高齢者、生活困窮者、認知症や知的障害などで判断能力が不十分な人、犯罪や非行をした人など、すべての人が安心して暮らせる仕組みづくりを行います。

#### 〔具体的事業の取り組みと実績〕

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	担当課
避難行動要支援者名簿 (同意登録者数・累計)	14,991	17,230	18,630	18,206	18,136	福祉総務課
四日市市見守り等活動に関する協定 (締結事業者数)	30	49	50	53	58	高齢福祉課
自立相談支援事業 (相談支援件数)	405	1,672	4,795	5,752	5,100	保護課
成年後見サポート事業 (成年後見制度利用相談件数)	567	567	587	633	666	福祉総務課
社会を明るくする運動 (参加人数)	1,722	566	180	4,780	2,505	福祉総務課
手話通訳者・要約筆記 者派遣事業 (延べ件数)	手話	1,866	1,983	1,532	1,926	障害福祉課
	要約	341	312	185	192	

#### 〔具体的な取り組みの実施状況〕

高齢者の孤立死などを防ぐため、ライフライン事業者などのほか、令和元年度以降は、生命保険会社、製薬会社などの民間企業との見守り等活動に関する協定締結も行うなど、協力企業の拡大に努めました。

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、生活困窮に関する相談が急増したため、ハローワークなどの関係機関と協力し、自立支援を行いました。

〔本目標に係るアンケート記述意見〕 （原文ママ）

- ・昔に比べたらご近所の交流も希薄で万が一大きな災害が起きた時などどう対応したらよいか不安。
- ・今後一人暮らしの方が増えると予想される。見守りや支援の面を励行してほしい。
- ・生活に困っている家庭の子ども生徒に対して、将来につながる学習支援や保障を充実させてほしい。公教育の場以外の学びが保障されて、仕事に就いて、社会を担う若者に育ってほしい。

〔今後の課題〕

防災・減災の取り組みの一環として、災害ボランティアコーディネーターの育成を進めるとともに、引き続き避難行動要支援者名簿の整備を進める必要があります。

高齢者などが住み慣れた自宅で安心して暮らせるように、民間事業者と協働し見守り活動を強化するとともに、広く成年後見制度の周知に努める必要があります。

生活困窮者については、相談支援件数が高い水準で推移しています。自立に向けての支援をより効果的に行うために、これまでの支援に加え、令和5年度から、新たに家計改善支援事業を実施しています。

## 基本目標4「生きがいを持って暮らせる仕組みをつくる」

### 〔取り組みの概要〕

高齢者や子育て中の人などの地域での孤立を未然に防ぐため、身近な地域での交流の場を生み出す取り組みを支援するとともに、市民が生きがいを持って暮らせるよう、地域活動などを通じた社会参加を促進します。

### 〔具体的事業の取り組みと実績〕

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	担当課
ふれあいいいききサロン (延べ実施回数)	23,217	25,236	19,390	20,562	23,693	高齢福祉課
シルバー人材センター事業 (会員数)	1,465	1,434	1,411	1,358	1,312	福祉総務課
こんにちは赤ちゃん訪問 (実人数)	2,473	2,478	2,241	2,249	2,263	こども保健 福祉課

### 〔具体的な取り組みの実施状況〕

高齢者が気軽に集える「ふれあいいいききサロン」は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて実施回数が一時期減少したものの、感染症対策を含めた支援を進めた結果、令和4年度には増加傾向に転じました。一方、高齢者がこれまでの人生の経験を生かして社会で活躍できるシルバー人材センターの会員数については減少傾向です。

子育て支援については、「こんにちは赤ちゃん訪問」や「産後ケア事業」、「すくすくルーム」の運営などを通じて、子育て家庭の見守りや相談支援に努めました。

〔本目標に係るアンケート記述意見〕 （原文ママ）

- ・お年寄りと子ども達の交流の場がない。
- ・地域福祉の活動を民生委員の個別活動で支えるのは負担が大きい。市や企業などが行うことが希望です。そのためには今のように金銭に負担がかかるデイサービスではなく、元気なお年寄りや子育て中の人たちが気軽に立ち寄ることができるサービス施設を地域ごとにつくることも必要だと思う。
- ・コロナ禍から地域の行事で集まることがなくなり、それが良かったので、このまま行事をやめていこうとする意見もある。反面、お互い近所のことに関心が薄くなり、高齢で困ってみえる方の情報が以前より希薄になっていくようになってきた。

〔今後の課題〕

「ふれあいいいきサロン」などの活動を継続・発展するために、地域活動への参加の呼びかけや活動のリーダーとなる介護予防ボランティアなどの育成を継続する必要があります。また、生産年齢人口の減少とともに、地域を支える力として高齢者の持つ経験や力を十分に発揮できる地域づくりが求められています。

核家族化や地域とのつながりの希薄化が進む中で、すべての家庭が、安心して出産・子育てができる環境を整えるため、妊産婦や乳幼児に関わる必要な情報を提供するとともに、個々の状況に対応できる体制を整備します。

## 基本目標5「福祉事業者の活動を支援する」

### 〔取り組みの概要〕

福祉事業者が健全に事業運営し、良質な福祉サービスを提供するために、事業所への指導・助言や人材確保・育成を行います。

### 〔具体的事業の取り組みと実績〕

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	担当課
指導監督業務 (実地指導事業所件数)	68	77	115	98	90	福祉監査室
介護・看護人材確保事業 (研修受講者数・累計)	537	735	812	971	1,066	保健企画課 介護保険課
ケアマネジャー等向け研修会 (開催回数)	—	(対面) 6	(オンライン) 6	(オンライン) 9	(オンライン) 6	保健企画課

### 〔具体的な取り組みの実施状況〕

指導・監督業務を通じて、事業所に対して苦情解決窓口及び解決に至るまでの体制整備について指導を行いました。

介護人材の定着のために、若手職員向けの研修の拡充や、三重県社会福祉協議会が行っている入門的研修の紹介などを行いました。また、ケアマネジャーに対して、基本的な医療知識を身に着けることで適正なケアプランが作成できるよう、四日市医師会、四日市歯科医師会、四日市薬剤師会などと協働して研修会を開催しています。

### 〔本目標に係るアンケート記述意見〕 (原文ママ)

- ・認知症に関する情報や支援は充実していると思いますが、認知症では問題ないが、身体機能（特に脚力が弱っている）に不安がある方が利用出来る公的サービス（介護サービス）が不十分である。ケアマネに相談しても決まりきった事しか言わない。寝たきりではない足が弱っている方が困っている。ケアマネの知識に差がある。
- ・介護を行ってくれる事業所が少ないと思われる。今後も高齢者が増えると思われるので、事業所が増えないと介護難民が出てしまうと思われる。

### 〔今後の課題〕

福祉事業者がより良質なサービスを提供できるよう、引き続き指導・監督業務を行います。また、複雑化・複合化した福祉課題に対応できるよう、福祉事業者への研修や人材確保についての支援を継続して行う必要があります。

## 第3章 計画の理念と目標

### 1. 計画の基本方針

第4次計画策定時（令和元年度）前後から、社会福祉法の改正（平成30年度、令和3年度）や四日市市総合計画の策定（令和2年度）など、地域福祉計画の基となる法の改正や上位計画である総合計画の策定がありました。

そのため本計画においては、昨今の社会環境の変化や四日市市の現状を踏まえ、基本理念、計画の目標、施策の体系などを見直すことにより、より市民に分かりやすく実効性のある計画とします。

### 2. 社会背景

#### (1) 社会福祉法の改正

近年の少子高齢化、核家族化などの社会構造の変化に伴い、いわゆる「8050問題」やヤングケアラーなど、複雑化・複合化した福祉課題が顕在化してきています。また、LGBT等の当事者や外国にルーツを持つ人たちなどの多様な生き方を正しく理解し、認め合える環境づくりが求められています。

支援を必要とする人たちが抱える多様で複合的な福祉課題に対応し、誰もが普通の暮らしを幸せに過ごすために、国は地域共生社会の実現が必要である、と提案しています。そして、地域共生社会の実現に向けて、国は社会福祉法を改正しました。改正における重要なポイントは以下の2点です。

- 地域住民が抱える多様で複合的な福祉課題について、地域住民や関係機関が把握し、各々の連携などによって解決を目指すこと。
- 市は、地域住民が福祉課題に直面した際は総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整などを行う体制づくり（重層的支援体制整備事業）に努めること。

#### (2) 四日市市総合計画の策定

令和2年度に四日市市総合計画が策定されました。四日市市総合計画の基本的な考え方では、「市民一人ひとりが、あらゆる人権課題を自分自身の課題として受け止め、互いの違いを尊重し、誰もが自分らしく生きられる共生社会の実現」に向かうことを掲げています。



このような社会背景から、「これまで以上に、誰一人取り残さない、誰もが自分らしく暮らせる『地域共生社会の実現』の必要性が増してきている」といえることが言えます。

### 3. アンケートの結果

---

第2章で記載したアンケートの結果から、読み取れる重要なポイントとして3点あげることができます。

- ひきこもりなどの複雑化・複合化した福祉課題への支援の必要性について、実際に地域活動をしている人と一般市民との認識に乖離が見られました。
- 「近所づきあいが増える」「自治体や町内会の活動が活発になる」といった地域のつながりへの期待度が前回と比較し、下落しています。
- 「地域の人々のつながりのあるべき姿」について、最低限の薄いつながりを選ぶ傾向があり、特に一般市民の回答ではその傾向が強いと言えます。

このようなアンケート結果から、地域活動している人と一般市民の間には、福祉課題などに対する認識の乖離があること、また、地域における人と人とのつながりが薄くなっていることが読み取れます。このため、「福祉課題などへの認識の乖離を埋めること」、「地域において、人と人がつながることの重要性を周知すること」が必要であると考えられます。

### 4. 基本理念

---

地域福祉計画は、すべての人が自分らしく暮らせる地域共生社会を実現するための計画であり、その実現にあたっては、すべての人や関係機関が互いに支え合い、多様性を尊重し合う地域づくりが必要となります。

こうした地域づくりに向けて、すべての人や関係機関が役割を持って「我が事」として地域活動に参画するとともに、互いに連携し、地域と「丸ごと」つながる社会の実現を目指すため、次の基本理念を掲げます。

**「すべての人がともに生き、支え合うまちづくり」**

## 5. 計画の基本目標

---

「すべての人がともに生き、支え合うまちづくり」の実現には、すべての人や関係する機関、組織、団体など、あらゆる主体の相互連携が不可欠であり、そのためには、それぞれの主体が地域づくりの担い手である、つまり「我が事」であるという意識を持ち、相互理解を深めることが大切です。

それぞれの役割を明瞭化することで相互に連携し、地域における福祉課題の解決に取り組むため、社会福祉法第 107 条第 1 項に規定されている地域福祉計画に盛り込むべき事項を踏まえ、次のとおり本計画の基本目標を定めます。

**基本目標 1** すべての人が暮らしやすいまちづくり  
(※各福祉分野で共通して取り組む事項)

**基本目標 2** すべての人を支える福祉のまちづくり  
(※福祉事業者に期待する役割)

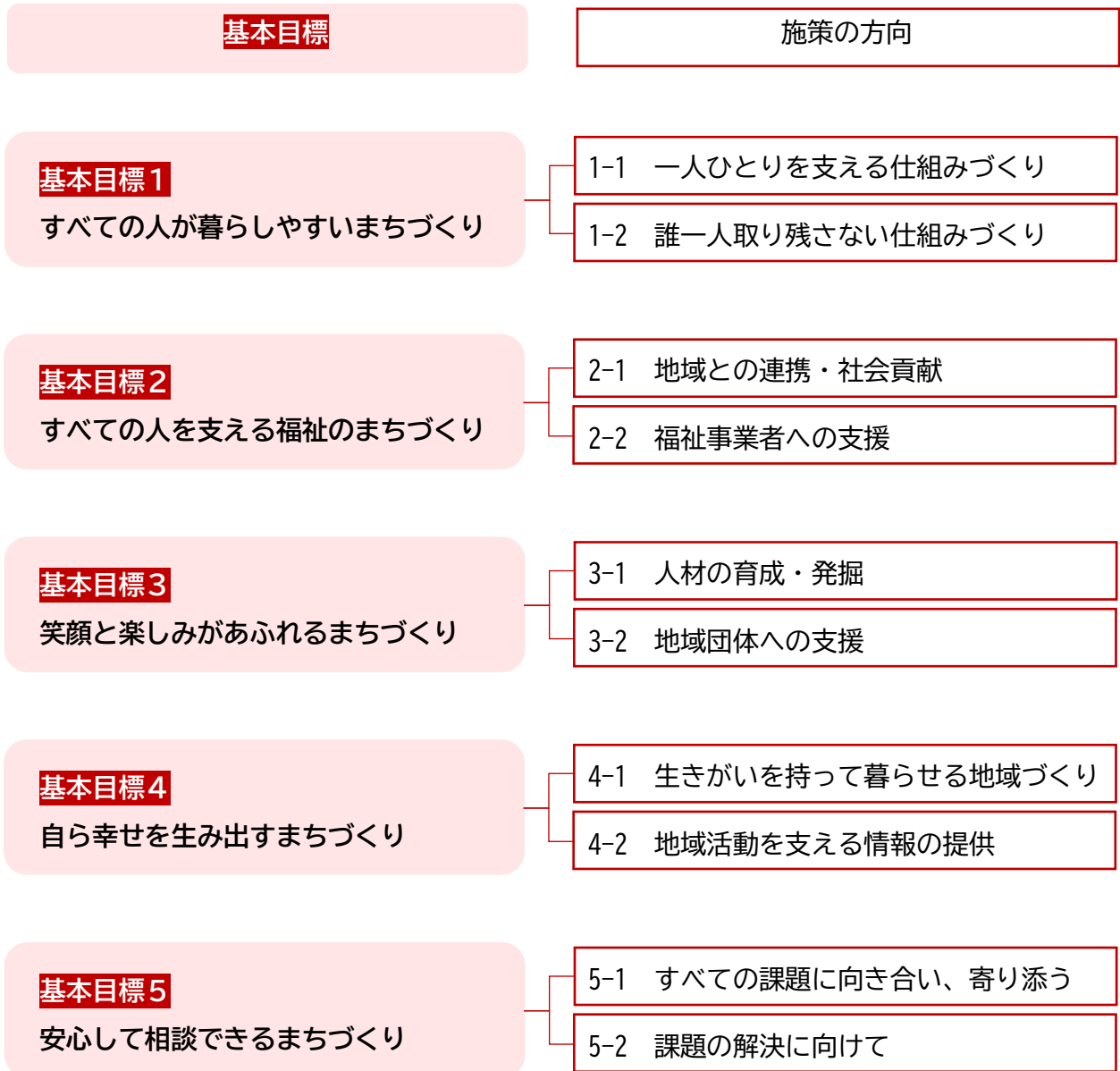
**基本目標 3** 笑顔と楽しみがあふれるまちづくり  
(※地域団体に期待する役割)

**基本目標 4** 自ら幸せを生み出すまちづくり  
(※市民の地域活動への参加)

**基本目標 5** 安心して相談できるまちづくり  
(※相談支援事業などの強化)

## 6. 計画の体系

基本理念と基本目標の実現に向けての取り組みを整理するため、次のとおり計画の体系を定めます。



## 第4章 地域福祉の推進 ～施策の方向～

基本  
目標

1

### すべての人が暮らしやすいまちづくり

わが国の福祉制度は、高齢福祉、障害福祉、子育て支援、生活困窮者支援など、それぞれの分野における法整備やサービスの拡充が進み、量的・質的な充実が図られてきました。こうした分野別の福祉制度に共通する理念は、基本的人権の尊重と、虐待に代表される権利侵害の防止です。

しかし、昨今では、少子高齢化や独居世帯の増加などの社会構造の変革が進み、コミュニティ意識の希薄化も進む中で、地域から孤立したり、孤独感を覚えたりする人が増えています。こうした状況を背景に、長期のひきこもり状態や社会的孤立など従来の分野別の福祉制度の枠組みに合致しにくい、複雑化・複合化した福祉課題が顕在化してきています。また、生きづらさを感じる人や福祉課題を持つ人の中には、生活困窮に陥っている人が多く存在することを認識する必要があります。

福祉は、「**ふ**だんの**く**らしを**し**あわせにする」ことと言われます。法令に規定される福祉的支援を必要とする人はもとより、地域に住む誰もが、あるがままに尊重され、誰一人取り残されたり排除されたりすることなく、社会とつながっていくことが、地域福祉の推進につながります。

まずは、市民一人ひとりが、多様化した福祉課題を、誰にでも起こりえることであることを認識し、福祉課題を持つ人たちに目を向け、ありのままに受け入れることで、「すべての人が暮らしやすいまちづくり」を実現します。

## 1-1 一人ひとりを支える仕組みづくり

### (1) 高齢者への支援

#### 現状と課題

高齢者への支援については、介護サービスなどの公的な支援、在宅介護支援センター、地域包括支援センターにおける専門的な相談・支援のほか、地域での見守りによって孤立死などを防ぐ取り組みを行っています。高齢者の見守りのため、令和元年度以降は、ライフライン事業者などに加え、生命保険会社、製薬会社などの民間企業と「見守り等活動に関する協定」の締結を行い、協力企業の拡大による見守り体制の充実に努めました。今後も、ひとり暮らしの高齢者は増えることが想定され、アンケートにおいても「見守りや支援の励行」を望む意見がありました。令和4年8月に、本市が「認知症フレンドリー宣言」を行ったことも踏まえ、「見守り等活動に関する協定」締結企業のさらなる拡大を図るとともに、市民、企業などに対して、認知症に関する理解を促進するための啓発をさらに進めるなど、高齢者への支援を充実させていく必要があります。

#### 今後の取り組み

介護や福祉事業、在宅医療などに関する相談ができ、一人ひとりに合った支援が受けられるよう、四日市市介護保険事業計画・四日市市高齢者福祉計画に基づく取り組みを進めるとともに、在宅介護支援センターや地域包括支援センターを中心として、認知症初期集中支援チームや医療と介護の連携も含めた、相談・支援のネットワークの充実を図ります。

あわせて、高齢者が自分らしく安心して暮らせるよう、「認知症フレンドリー宣言」の周知と啓発を進めるとともに、「見守り等活動に関する協定」の締結や「認知症高齢者等SOSメール」の普及・登録促進を行うことなどにより、認知症の人やひとり暮らし高齢者などを地域で見守る体制の充実を図ります。

モニタリング指標	在宅介護支援センター 相談件数〔高齢福祉課〕 見守り等活動に関する協定 締結事業者数〔高齢福祉課〕
----------	--

### (2) 障害がある人への支援

#### 現状と課題

障害がある人への支援については、障害福祉サービスなどの公的な支援、相談支援

事業所における専門的な相談・支援のほか、社会参加を促すために、手話通訳者や要約筆記者、失語症会話パートナーを養成し、派遣依頼に応じています。また、障害のある人への差別の解消と合理的配慮を進めるため、じんけんフェスタなどでの啓発や、ユニバーサルデザインの普及促進など、様々な面からバリアフリー化を進めています。令和3年に障害者差別解消法が改正され、民間事業者による合理的配慮の提供が法的義務へと変更されたこともあり、障害の有無に関わらず、誰もが住みよいまちとなるよう、引き続き障害への理解、制度の周知を図ることが求められます。

### 今後の取り組み

障害福祉サービスや社会参加などに関する相談ができ、適切な支援が受けられるよう、四日市市障害者計画及び四日市市障害福祉計画・四日市市障害児福祉計画に基づく取り組みを進めます。また、地域の相談支援の拠点として基幹相談支援センター設置の検討を進めるとともに、相談支援事業所との相談・支援のネットワークの充実を図ります。あわせて、聴覚に障害がある人などの社会参加を支援するため、意思疎通支援事業の利用を促進します。

障害の有無に関わらず誰もが自分らしく安心して暮らせるよう、合理的配慮に基づいたユニバーサルデザインの普及促進を図るとともに、四日市市障害者大会や、四日市市障害保健福祉圏域自立支援協議会によるこころの健康・福祉のフェスティバルなどの開催を通じて障害への理解をはじめとする「心のバリアフリー」を進めます。

モニタリング指標	障害者相談支援事業所 相談件数〔障害福祉課〕 意思疎通支援事業 派遣件数〔障害福祉課〕
----------	--

## (3) 子どもと子育て家庭への支援

### 現状と課題

安心して子どもを産み、育てやすい社会の実現に向けて、本市においては、子育て支援センターでの相談・支援をはじめ、妊娠届出に基づく面談や、こんにちは赤ちゃん訪問事業を通じて子育て家庭の状況把握に努めるとともに、妊産婦乳幼児の各種健康診査や5歳児保護者アンケートなどを通じて子育て家庭への相談・支援を行っています。

核家族化や地域とのつながりの希薄化が進む中で、安心して出産・子育てができる環境を整えるため、妊産婦、乳幼児家庭それぞれが必要とする情報を提供し、個々の状況に応じた支援につなげることができるよう、相談体制の充実と支援機関の連携を図る必要があります。

### 今後の取り組み

子どもを生み育てやすい地域となるよう、四日市市子ども・子育て支援事業計画（四日市市子どもの未来応援計画を含む）に基づき、様々な機会を通じて、母子保健や子育て支援にかかる切れ目ない相談・支援体制を構築するとともに、改正児童福祉法において、設置が努力義務となる「こども家庭センター」の設置の検討を進め、すべての妊産婦、子育て家庭、子どもに対して、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援体制の充実を図ります。

モニタリング指標	子育て支援センター及び子育てコンシェルジュ 相談件数 〔こども未来課〕 妊娠届出に基づく面談件数〔こども保健福祉課〕
----------	--

## (4) 生活困窮者への自立支援 生活困窮者自立支援方策

### 現状と課題

本市では生活困窮者自立支援事業のうち、自立相談支援事業を市社会福祉協議会に委託しており、ハローワークなどの関係機関と協力し、伴走型の自立支援を行っています。相談内容の複雑化、多様化に対応するため、令和5年度からは新たに家計改善支援事業を実施しています。アンケートにおいても、「困窮家庭の子どもに対し、将来につながる学習支援や保障を充実させてほしい」といった意見があります。今後も、生活困窮者の課題改善と自立に向けた支援を効果的に行えるような相談支援体制の充実を図る必要があります。

### 今後の取り組み

生活困窮者の自立に向けて、生活困窮者自立支援制度に基づく各事業を実施し、自立相談支援によるアセスメントとプラン作成のもと、住居確保給付金の支給をはじめ、家計改善支援、子どもの学習・生活支援、就労準備支援などの支援の充実を図ります。

あわせて、重層的支援体制整備事業の地域づくり事業を活用し、社会資源のネットワーク化に取り組みます。

モニタリング指標	自立相談支援事業 相談件数〔保護課〕 子どもの学習支援事業 利用人数〔保護課〕
----------	--



## 1-2 誰一人取り残さない仕組みづくり

### (1) 災害時における要支援者への支援

#### 現状と課題

災害対策において、特に配慮が必要な人をいかに支援していくかは、安心して地域で暮らせるという視点から欠かせない課題です。令和3年5月の災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が市町村の努力義務となりました。アンケートからは「昔よりも近所の交流が希薄になり、災害時の対応が不安」といった意見もあり、個別避難計画の作成の推進が重要となります。個別避難計画の作成にあたっては、民生委員・児童委員、自治会及び防災関係者などと連携することで、災害時の避難支援などの実効性がより一層高まると考えます。

また、発災後に設置されることが想定される災害ボランティアセンターについては、市社会福祉協議会が地域と協力して、災害ボランティアセンター設置の訓練を実施しています。さらに災害時に地域でボランティアの受け入れができるよう、災害ボランティア地域アドバイザー養成講座などを通して地域の「受援力」を高めていくことが重要となります。

#### 今後の取り組み

災害時に避難などにおいて支援が必要な人に対し、適切な対応が図られるよう、引き続き避難行動要支援者制度の周知を図り、要支援者の把握を進めるとともに、個別避難計画の策定を進めます。また、指定福祉避難所のあり方について、関係部局と連携しながら検討します。

さらに、発災した場合に、災害ボランティアセンターを設置し、地域への支援が的確に展開できるよう、定期的な訓練の実施と、日頃からの地域との関係づくりに努めます。あわせて、災害ボランティア養成講座によってボランティアの育成を図ります。

モニタリング指標

避難行動要支援者名簿 登録者数〔福祉総務課〕

### (2) 防犯の取り組み

#### 現状と課題

市民による自主防犯活動を推進するため、防犯用具などの購入にかかる支援を行う



とともに、自主防犯活動団体と警察署及び市で構成する四日市市地域防犯協議会を定期的に開催し、関係機関との情報共有や団体間のネットワークづくり、市民に対する防犯意識の啓発に努めています。また、消費生活相談を実施し、問題解決のための助言や支援、情報提供を行っています。今後、地域における高齢化の進行に伴い、自主防犯活動の担い手不足の深刻化が懸念されることから、基本理念に「みんなで取り組み、地域の安全力を高めよう」を掲げる「四日市市安全なまちづくり基本計画」に基づき、自主防犯活動の重要性などについての周知・啓発や活動支援に引き続き取り組む必要があります。

#### 今後の取り組み

ひとり暮らしの高齢者などが犯罪や消費者被害に遭わないよう、市ホームページや広報紙などによって情報提供や啓発を行い、市民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、消費生活相談などによって被害者に寄り添う支援に努めます。

あわせて、地域における自主防犯活動の充実に向けて、四日市市地域防犯協議会によるネットワークづくりを促し、活動への支援を行うとともに、安全で安心なまちづくりを推進します。

モニタ  
リング指標

消費生活相談 件数〔市民生活課（市民・消費生活相談室）〕

### (3) 多様性の尊重

#### 現状と課題

多様性を尊重した地域づくりに向けて、本市では様々な取り組みを行っています。本市は外国人市民が多く、人口比でも3%を超えていることから、「四日市市多文化共生推進プラン」を策定し、多文化共生推進のための取り組みを進めています。また、性の多様性に関する理解を促進するため「性の多様性レインボーブック」を作成し、LGBT等などについての正しい知識を普及・啓発しています。これからの地域共生社会を考える上では、国籍、性のほか、年齢、出身地など様々な違いを超えて尊重し合うことが大切です。

#### 今後の取り組み

様々な違いを超えて尊重し合う地域共生社会の実現に向けて、多様な生き方や考え方に関する理解を促進するため、各種講演会の開催や市広報・冊子などを活用した啓発事業を行います。

また、様々な違いを理解するための交流や親睦を深める機会を提供します。

モニタリング指標	性の多様性、多文化共生に関する講演会 参加人数 〔市民生活課・市民生活課（多文化共生推進室）〕
----------	--

#### (4) 再犯防止の推進 \_\_\_\_\_ 市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画

##### 現状と課題

安全で安心な暮らしを実現するためには、犯罪や非行のない地域社会を築いていくことが不可欠です。我が国の犯罪の認知件数は概ね減少傾向にあります。検挙人員のうち約半数は、円滑に社会復帰できなかったことなどにより再び犯罪や非行をした人たちです。

このため、犯罪や非行をした人の更生に対する理解を深め、こうした人たちが社会を構成する一員となることへの支援が求められています。

本市においても、犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支援するため、保護司会、四日市更生保護女性の会が活動しています。また、毎年、再犯防止月間である7月を中心として、「社会を明るくする運動」を展開しています。引き続き、同運動を通じて、保護司会などの団体と連携しながら、犯罪や非行の防止とともに、犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、支援していくことが必要です。

また、薬物乱用防止教室を市内の小・中学校で実施するとともに、四日市市薬物乱用防止対策協議会と協働で薬物乱用防止にかかる街頭啓発を行っています。今後も関係機関との連携を強化し、薬物乱用防止教室の継続と薬物乱用防止対策協議会や自治会などと協働での啓発キャンペーンなどにより、市民に対して広く周知・啓発を行うことが必要です。

##### 今後の取り組み

再犯の防止に向けて、保護司会や更生保護女性の会などの、更生保護に携わる団体の活動や人材の確保を支援します。また、犯罪や非行をした人の中でも、特に高齢者や障害のある人など、福祉的な支援を必要とする人を適切なサービスにつなぐことにより、生活の安定化を図り、再犯防止につなげます。

あわせて、地域団体や更生保護、青少年の育成に関わる団体と連携して「社会を明るくする運動」に取り組み、犯罪や非行をした人たちの更生に対する地域の理解を醸成します。

さらに、薬物乱用を防止するため、小・中学生をはじめ、市民への啓発活動を充実させるとともに、引き続き「植えてはいけないけし」の除去活動を進めます。

モニタリング指標	社会を明るくする運動 参加者数〔福祉総務課〕
----------	------------------------

## (5) 多様で複合的な課題への支援

### 現状と課題

孤独・孤立をはじめとした生きづらさを抱える人や、いわゆる「8050問題」やヤングケアラー、長期のひきこもり状態にある人など、多様で複合的な課題を抱える世帯が顕在化しつつあります。しかし、顕在化している世帯は一部で、未だに適切な窓口がなく、相談したくてもできない人や、自分自身では課題を抱えていることに気づかない人が潜在していることが想定されます。

アンケートにおいては、地域団体には「ひきこもり支援」や「身寄りがない方への対応」といった課題が認知されている一方、市民には課題の存在も、あまり認知されていません。また、福祉課題を持つ人の支援者（ケアラー）への相談体制も十分に確立されているとはいえません。

そのため情報提供や啓発を進めていく必要があるとともに、複合的な課題に対応できる相談・支援体制の構築が求められます。

### 今後の取り組み

多様で複合的な福祉課題を持つ人やその支援者（ケアラー）も含めた世帯全体への支援を進めるため、専門機関の連携のもとで個々のケースに応じた支援に努めるとともに、必要に応じて、重層的支援体制整備事業におけるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業などによる伴走型支援を図ります。

あわせて、地域での見守り、支え合いによって、孤独・孤立を防ぐための活動を促進します。

モニタリング指標	ひきこもり支援 相談件数〔保健予防課・保護課・福祉総務課〕
----------	-------------------------------

## すべての人を支える福祉のまちづくり

住み慣れた地域で安心して暮らすには、高齢（介護）・障害・子ども・生活困窮者支援のような、法令で定められた福祉サービス、つまり公的なセーフティネットが必要です。これら各分野の福祉サービスの質の向上はもちろんのこと、誰もが必要なときに適切な福祉サービスを利用することができるよう、どのような制度があるのかについての周知を進めることも、地域福祉の実現のためには欠かせません。

現在、社会福祉法人を中心とした福祉事業者は、法令で定められた福祉サービスの提供にとどまらず、地域との連携や社会貢献を行うことが求められています。あわせて、福祉事業者が適切なサービス提供を行うことができるように、行政が指導や支援を行うことも、福祉事業者という社会資源が、より強固で安定したものとなることにつながります。

市民が安心して福祉サービスを使える環境を整えるとともに、福祉事業者が健全な事業運営を行いながら、地域の人が気軽に集える場を設けるなど、福祉事業者が積極的に地域とつながるまちづくりを目指します。

## 2-1 地域との連携・社会貢献

### (1) 福祉サービスの提供、質の向上

#### 現状と課題

福祉事業者が、高齢（介護）、障害、子どもなど様々な分野において提供している福祉サービスは、当事者やその家族の日常生活を営む上で欠かせないものです。また、特に社会福祉法人の中には、福祉サービスの提供に留まらず、広く社会貢献が求められており、市民との協働による事業を積極的に行っている事例も見受けられます。

本市では、福祉サービスの質の向上に向け、事業者に対し、福祉サービスの向上につながる情報を随時提供したり、介護事業者に対し制度改正の内容や法令の解釈などを伝えるための集団指導を行ったりしています。また、令和4年度からは集団指導の際に福祉事業者に対しアンケート調査を行い、本市が集団指導で提供する情報が、福祉事業者のニーズを満たすよう工夫しています。

#### 今後の取り組み

福祉サービスの安定的な提供と質の向上のため、研修機会の充実を図るとともに、集団指導や事業者が集まる会議などの機会を通じて、福祉事業者に向けた的確な情報提供の充実を図ります。

また、福祉事業者が地域の福祉サービスの担い手としての役割を果たし、地域の期待に応えられるよう、社会貢献活動を促します。

モニタリング指標

集団指導 出席率〔福祉総務課（福祉監査室）〕

### (2) 福祉事業者と地域や相談機関との連携

#### 現状と課題

生活支援コーディネーターが、福祉事業者などの関係機関の「つなぎ役」として、地域と相談機関との連携を支援しています。また、四日市市介護保険サービス事業者連絡会や四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会などの場において、福祉事業者と行政との情報共有を進めています。今後は、複雑化・複合化した福祉課題に対応できるよう、分野を越えた横断的な取り組みを推進していくため、より一層、地域と相談機関との連携を強化していく必要があります。

### 今後の取り組み

地域における課題や支援ニーズを把握し、その解決をめざす地区地域ケア会議を通じて、地域と福祉事業者との連携を促します。

また、福祉事業者や各種の相談機関との間で、情報やノウハウの共有ができるよう、顔の見える関係づくりの機会の確保に努めます。さらに必要に応じて重層的支援体制整備事業の支援会議の開催につなげます。

モニタリング指標	地区地域ケア会議 開催回数〔高齢福祉課〕
----------	----------------------

### (3) 成年後見制度の利用の促進 \_\_\_\_\_ 成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画

#### 現状と課題

本市では、成年後見サポートセンターを市社会福祉協議会への委託により運営し、制度利用に向けた様々な支援を行っています。令和4年度には、成年後見サポートセンターを、様々な機関が連携する地域連携ネットワークの中核機関として位置づけ、そのコーディネートによる専門職団体との連携強化を通じ、利用者に適した成年後見人など候補者の選任への支援を行っています。アンケートからも「認知症の人へのサービス提供」を課題に挙げる意見がありました。今後、認知症の人の増加に伴い、成年後見制度や日常生活自立支援事業の重要性がますます高まっていくことが見込まれます。そのため、制度利用を必要とする人を、円滑に制度につなげられるよう、一層の周知を図るとともに、利用促進のための支援体制を強化していく必要があります。

#### 今後の取り組み

成年後見制度の周知・啓発を行うとともに、制度利用を必要とする人の、円滑な利用への支援を行います。

また、制度利用を必要とする人を支えるため、中核機関を中心とした、専門職団体や家庭裁判所との連携による支援体制を強化していきます。

あわせて、成年後見サポートセンターの専門員の業務を補助するサポーターの養成を進めます。

モニタリング指標	成年後見制度利用相談 相談件数〔福祉総務課〕
----------	------------------------



## 2-2 福祉事業者への支援

### (1) 相談・助言・指導監査などの的確な実施

#### 現状と課題

福祉事業者が法令に則り、適切な事業運営や福祉サービスに関する苦情解決を実施するため、指導監査を実施しています。福祉事業においては、健全な運営のもと、利用者本位のサービス提供がなされ、その質的向上が図られる必要があるため、今後も継続して情報提供や研修、指導監査を的確に実施することが求められます。

#### 今後の取り組み

福祉事業者の適切な事業運営や利用者本位のサービス提供につなげるため、指導監査に加え、制度改正への対応や苦情解決制度などにかかる相談・助言を行うとともに、研修などの機会を通じた情報提供による支援を行います。

モニタリング指標	運営指導 実施件数〔福祉総務課（福祉監査室）〕
----------	-------------------------

### (2) 人材確保

#### 現状と課題

福祉分野における人材確保や定着は喫緊の課題となっており、アンケートにおいても「介護難民が出てしまう」などの不安の声が聞かれました。介護人材の定着については、若手職員向けの研修の拡充や、三重県社会福祉協議会が行っている入門的研修や再チャレンジ研修などについての情報提供を行っています。

人材の確保や定着だけでなく、施設などに従事する介護職・看護職やケアマネジャーに向けた研修会などの実施により人材の育成を行うとともに、人材のマッチングや資格取得支援に関する情報提供も行っています。今後の超高齢社会の進行により、介護を必要とする人が大幅に増えると見込まれる中、様々な介護ニーズに対応できる人材の育成が求められています。

#### 今後の取り組み

福祉分野における人材を確保していくため、介護職員の定着のための研修や資格取得支援の情報提供などを継続して行います。

また、持続的な人材確保に向けて、様々な機会をとらえて、福祉分野の仕事の魅力

を子どもたちに発信するとともに、福祉事業者に対し、職場体験や実習生の積極的な受け入れを呼びかけます。

モニタリング指標	施設などに従事する介護職・看護職向け研修 受講者数 〔介護保険課・保健企画課〕
----------	--



## 笑顔と楽しみがあふれるまちづくり

「地域づくり」は、人と人とのつながりから始まります。つまり、「福祉の地域づくり」は「福祉の視点を持つ人のつながりづくり」とも言い換えることができます。なぜなら、身近な地域の生活の中で、一人ひとりが福祉の視点を持つことで、困っている誰かを見つけたり、困っている誰かとゆるやかにつながったりすることができるからです。地域の中で柔軟に支え合うことが、地域共生社会の実現には必要不可欠です。

地域の誰かとつながることは、負担に感じたり、面倒に感じたりすることもあるかもしれません。しかし、地域活動は、参加する人たちが楽しいと思えることが本来の姿なのです。地域活動を活発にするためには、地域の人と人とを笑顔でつなぐ人材の育成や、これから地域活動に参加する人の発掘が必要です。地域活動を担う福祉のリーダーがたくさん育っていくことで、地域福祉はより厚みを増していきます。

また、地域福祉の充実のためには、すでに地域に根差して活動を行っている団体が、さらに活発に活動できるための支援も重要です。新型コロナウイルス感染症の影響で自粛を余儀なくされた地域団体の活動の再開や、新たに生まれる地域団体の活動が軌道に乗るための支援を通じて、それぞれの地域が、誰もが暮らしやすい福祉のまちとなるよう取り組みます。

## 3-1 人材の育成・発掘

### (1) 人材・団体の育成

#### 現状と課題

地域における福祉に関わる人材や団体の育成については、市社会福祉協議会によって、地区社会福祉協議会のリーダーを育成する研修を行うとともに、福祉協力員の確保・育成、ボランティア体験の機会である「サマーチャレンジ」の開催、災害ボランティア地域アドバイザーの養成など、地域づくりの担い手の育成が進められています。しかし、アンケートからも「地域団体の人材の後継者不足や高齢化が深刻」であることが指摘されており、さらに新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって活動が低迷し、そのまま活動休止となってしまうことが懸念されます。新型コロナウイルス感染症拡大期に途切れてしまった地域活動のノウハウを継承すべく、地域団体のリーダーの育成や新しくボランティアなどの地域活動をしている人への研修を推進する必要があります。

#### 今後の取り組み

地域活動や介護予防活動の担い手を育成するため、認知症サポーター養成講座やヘルスリーダー養成講座などを継続して実施します。また、「防災」を切り口として、福祉課題を持つ人とつながりを構築する災害ボランティア地域アドバイザーの養成を継続します。

あわせて、地域における福祉活動の中心的存在となるリーダーや福祉協力員の育成に向けて、地域福祉ゼミナールや地域づくりマイスター養成講座などを開催するとともに、地区社会福祉協議会のリーダーを育成する研修などを継続します。

モニタリング指標

リーダーを育成する研修 開催回数〔市社会福祉協議会〕

### (2) 福祉教育の推進

#### 現状と課題

市民の福祉意識を高めるために、市社会福祉協議会によって「福祉教育大学」の開講、学校現場における福祉学習や人権学習が実施されています。一方、アンケートからは「関心があっても活動に結びついていない人」の存在を指摘する意見もありまし

た。多くの人が地域福祉に関わる地域づくりの担い手として、活動へとつながるための「きっかけづくり」の創出が求められています。

#### 今後の取り組み

自らの地域を自ら支え、共生する地域づくりに向けて市民の福祉意識を高めるため、「福祉教育大学」を開講し、福祉について考え、行動していける「福市民」への登録を促進し、意見交換の機会を設けます。

また、認知症の人などの福祉課題を持つ人への正しい理解を推進するため、学校や企業などと連携して福祉教育を推進します。

モニタ  
リング指標

福祉教育大学の開講 開催回数〔市社会福祉協議会〕

## 3-2 地域団体への支援

### (1) 地域団体への支援

#### 現状と課題

本市では、地域団体が住民主体サービスや親子の遊びスペース、親子交流会などの活動を行っています。このような事業を推進するために、生活支援コーディネーターやボランティアコーディネーターなどが団体の組織化や活動のコーディネートなどの支援をしています。

しかし、活動を担う人の固定化や高齢化が進行するなど、今後も持続的に活動ができるかどうかは不透明な状況です。地域団体が安定して活動を継続できるように、市民活動総合保険やボランティアセンターに登録している団体へのボランティア活動保険などを紹介するとともに、各種の助成制度の周知を強化し、企業や福祉事業者とも協働しながら、地域活動の組織強化を進める必要があります。

#### 今後の取り組み

地域団体の持続的な活動実施に向けて、生活支援コーディネーターやボランティアコーディネーターなどが活動の支援をしています。あわせて、安心して活動を展開していけるように、市民活動総合保険やボランティア活動保険などを紹介するとともに、「地域団体への助成制度のしおり」を活用して、助成制度を周知します。また、地域団体間の連携強化を推進する仕組みづくりを検討します。

モニタリング指標

ボランティアセンター 登録団体数〔市社会福祉協議会〕

### (2) 身近な地域での福祉活動の充実

#### 現状と課題

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、高齢者が気軽に集える「ふれあいいきいきサロン」などの身近な地域での地域活動は、実施回数が一時期減少しました。その後、感染症対策を含めた支援を進め、令和4年度以降には活動回数が増加傾向に転じた団体もあります。「ふれあいいきいきサロン」や市民同士の支え合いなどの活動を継続し、発展させるために、地域活動への参加の呼びかけや活動のリーダーとなる介護予防ボランティアの育成を継続する必要があります。

### 今後の取り組み

地域活動が積極的に展開されるよう、地域活動の推進を支援するふれあいいきいきサロン推進員を配置し、「ふれあいいきいきサロン」をはじめとする高齢者の通いの場や、子ども食堂などの地域における子どもの居場所づくりを推進します。

モニタリング指標	ふれあいいきいきサロン 延べ実施回数〔高齢福祉課〕
----------	---------------------------

## 自ら幸せを生み出すまちづくり

地域福祉の実現のためには、一人ひとりが住み慣れた地域の中で、自分らしさを尊重され、生きがいを持って暮らしていける仕組みづくりが必要です。まずは自らの生活が充実したものにならないと、身近な地域の人に目を向けることは難しいのではないのでしょうか。自らが暮らしの中での幸せを感じることで、一人ひとりがゆるやかに地域の人とのつながりを持つ余裕を生みます。ゆるやかな地域の人とのつながりから、少しずつ地域活動に参加していくことで、住み慣れた地域が自分の居場所となり、愛着を感じる暮らしやすい地域となっていくという好循環が生まれます。

また、「地域デビュー」の第一歩を踏み出すためのきっかけとなる情報提供や、実際に地域活動をしている人同士の、顔が見える関係づくりのための情報発信は、地域活動の継続を支えるだけでなく、地域活動をより豊かなものにしていくために欠かすことができない要素です。

住み慣れた地域で、一人ひとりが幸せと生きがいを感じながら身近な人とのふれあいや交流の場を持つことで、誰もが自分らしさを尊重されながらも、お互いの存在を尊重しあうまちづくりを進めます。

## 4-1 生きがいを持って暮らせる地域づくり

### (1) 地域活動への参加

#### 現状と課題

現在、地域活動として、自治会、老人クラブ、子ども会・育成会の活動などが行われていますが、アンケートからは「高齢者と子どもたちの交流の場がない」や「近所のことに関心が薄くなり、困っている人の情報が希薄になった」などの意見がありました。また、地域との「最低限の薄いつながり」を望む市民が、以前よりも増えています。今後、ますます地域の高齢化が進む中、人と人、人と社会資源が世代や分野を越えてつながる「地域共生社会」のもと、互いに支え合いながら、生きがいがある暮らしを実現していくことが求められます。このため、市民一人ひとりが地域につながりを持ち、地域の主体として活動に参加していくことが重要です。

#### 今後の取り組み

市民一人ひとりが身近な地域に対する意識を高めるために、自治会、老人クラブをはじめとする地域活動に関わる活動への参加を促します。また、市民協働のまちづくりを進めていくために、啓発冊子を活用するなどして、普段から地域でつながりを持つことの大切さや地域活動への参加の意義に関する啓発を行います。

モニタ  
リング指標

自治会 加入率〔市民生活課〕

### (2) 社会参加の促進

#### 現状と課題

今後、生産年齢人口の減少が見込まれることから、地域を支える力として高齢者の持つ経験や力を十分に発揮できる地域づくりが求められています。そのため、四日市市シルバー人材センターの活動や会員の募集などを支援していますが、近年の傾向は入会する人が減少しています。

また、障害の有無にかかわらず社会に参加できる機会として、スポーツの役割に対する期待が高まっています。本市では、障害者スポーツボランティア講座を開催し、ボランティアを育成するとともに、サークル化を進め、企業、スポーツ関連団体、福祉関連団体が連携できるよう取り組みの強化を図ってきました。今後も、市民の交流

と社会参加の機会づくりのために、ユニバーサルスポーツを活用していくことが求められます。

#### 今後の取り組み

様々なかたちの社会参加を通じて、自らの生きがいくつくりと地域福祉への貢献に寄与できるよう、四日市市シルバー人材センターなどの活動を引き続き支援します。

また、市民同士の交流と参加の機会を拡充するため、ユニバーサルスポーツなどの普及を図ります。

モニタリング指標	四日市市シルバー人材センター 会員数〔福祉総務課〕
----------	---------------------------

### (3) あらゆる世代の健康づくり

#### 現状と課題

生きがいある地域づくりの重要な要素である健康に関しては、ライフステージごとの取り組みとともに、ライフステージのつながりを意識した「ライフコースアプローチ」をふまえた健康づくりが必要です。あわせて、身近な場所で行われる健康づくり活動への参加によって地域とのつながりが育まれ、心身の健康の維持・向上が期待できることから、食生活改善推進員やステキ健康サポーターによる地域での健康づくり活動が今後ますます重要になります。

#### 今後の取り組み

あらゆる世代が健康づくりに関心を持つことができるよう「ARUKU」など、楽しみながら自然と健康づくりに取り組める環境づくりを進めます。

あわせて、地域での健康づくり活動の充実に向け、食生活改善推進員やステキ健康サポーターなどの健康ボランティアの支援を継続していきます。

モニタリング指標	健康ボランティア開催による健康教育への参加者〔健康づくり課〕
----------	--------------------------------

### (4) 市民協働による地域づくり

#### 現状と課題

生活支援コーディネーターを中心に、市民主体の支え合いによる訪問型・通所型サ



ービスに取り組む団体やカフェサロンのボランティアの育成を進めています。アンケートからも「元気なお年寄りや子育て中の人たちが気軽に立ち寄ることができるサービス施設を地域ごとにつくることが必要」との意見があり、市民主体による通いの場へのニーズは今後も高まることが考えられます。

一方、地域住民の相互の支え合いによって運営される、主に高齢者を対象とした住民主体サービスの実施状況については、様々な地域の事情や特性から地域差が見られます。住民主体サービスを実施する団体の新規立ち上げはもちろんのこと、既に活動をしている団体の事業継続が求められています。後継者の確保や利用者からの移送ニーズの増加への対応などが課題となっており、新規団体の増加や事業継続に向けてはさらなる工夫が必要です。今後は、地域の団体のみならず、NPO法人や社会福祉法人、企業などとの協働の可能性を探るため、市民活動センターやボランティアセンターとも連携しながら、そのあり方を検討していくことが求められます。

#### 今後の取り組み

市民主体の支え合いによる地域づくりに向けて、生活支援コーディネーターなどによる住民主体サービスの活動支援や新規立ち上げ支援を進めます。

さらに、協働による地域づくりに向けて、市民協働まつりを開催するなど、市民協働に対する意識を高めます。

モニタ  
リング指標

住民主体サービス 登録団体数〔高齢福祉課〕

## 4-2 地域活動を支える情報の提供

### (1) 地域活動情報の提供

#### 現状と課題

市民が地域活動に参加するためには、地域活動に関する情報が重要となることから、活動内容に関する情報を広く提供していくことが求められます。

市社会福祉協議会では、ボランティア活動などの地域活動についての情報発信を行うために、ボランティア団体登録や市民活動の把握を実施しています。把握した情報から活動の参考になる事例をとりまとめ、「社協なるほど出前講座」などで先進事例として紹介するなど、地域の活動を活性化するため情報提供の機会を設けています。

#### 今後の取り組み

市民が地域活動に関心を持ち、参加へのきっかけとなるような活動の情報を把握し、社協なるほど出前講座などの機会を利用して、実践活動などの情報提供を行うことで活動を推進します。

また、地域活動や地域で展開している福祉・生活支援のサービス、ボランティアなどの社会資源の幅広い情報を、広報紙などの各種メディアを通じて発信します。

モニタ  
リング指標

社協なるほど出前講座 開催回数〔市社会福祉協議会〕

### (2) 地域活動情報提供方法の充実

#### 現状と課題

地域活動が活性化し、継続するためには、地域活動をしている人への情報提供が不可欠です。市社会福祉協議会がホームページ、SNSを活用して情報発信を行うとともに、ボランティア団体の情報や地域活動の事例などをまとめた冊子を発行しました。必要な情報をタイムリーに提供できるようコーディネートしながら、福祉課題や社会情勢に合わせて情報発信していくことが求められます。

#### 今後の取り組み

地域活動の活発化に向けて、地域団体などを支援するため、生活支援コーディネーターやボランティアコーディネーターなどが、市内各地域での活動事例やボランティ

アに関する情報を収集し、市社会福祉協議会ホームページで掲載しています。その他、  
広報紙などの様々な媒体を通じて発信します。

モニタリ ング指標	市社会福祉協議会ホームページ アクセス数 〔市社会福祉協議会〕
--------------	------------------------------------

## 安心して相談できるまちづくり

一人ひとりが住み慣れた地域で自分らしく暮らすためには、誰かとつながっていることが重要です。困ったときや悩んだときに、すべての課題に向き合い、寄り添うことができる相談体制を知っておくことや、身近な地域での人と人とのつながりは、大きな安心感につながります。誰かとつながっている安心感こそ、すべての人にとっての「**ふ**だんの**く**らしの**し**あわせ」、すなわち地域福祉を底支えするものです。

また、近年の福祉課題は、複雑化・複合化が進んでいます。このような福祉課題は、すぐに解決に至るとは限りません。しかし、市民、地域団体、福祉事業者、行政などが相互に連携・協力し、各々が抱える福祉課題の解きほぐしを行うことで、課題の解決に向けた取り組みを進めることができます。このように、様々な主体がチームとなって連携しながら福祉課題に向き合うことで、それぞれの社会資源がより力を発揮し、充実した支援が行われていくことが見込まれます。

すべての人が、安心感・充実感をもって暮らすことができるよう、身近な地域で人と人、人と資源が、世代や分野だけでなく、「支え手」「受け手」という関係を超えてつながることで、誰もが自分らしく暮らせるまちづくりに取り組みます。

## 5-1 すべての課題に向き合い、寄り添う

### (1) 包括的な相談窓口の充実

#### 現状と課題

本市では、在宅介護支援センター、障害者相談支援事業所や子育て支援センターなど、各福祉分野において相談窓口の充実を図ってきました。新型コロナウイルス感染症拡大期には、生活困窮などに関連する包括的な相談窓口の相談件数が急増し、現在も高止まりの状態にあります。一方、アンケートからは「横の連携がなく、たらい回しにあったこと」や「身寄りがない方などのつなぎ場所がないこと」などの意見がありました。今後、いわゆる「たらい回し」を避けるため、包括的に相談に応じる「断らない相談窓口」体制の整備を行うとともに、複雑化・複合化した福祉課題や、「ひきこもり」などの制度の狭間にある福祉課題などに対応するため、関係機関相互の連携強化を図る必要があります。

#### 今後の取り組み

誰もが安心して相談できるよう、分野を問わず、あらゆる相談を受け入れる「断らない相談窓口」（包括的福祉相談窓口）の体制整備を進めます。

あわせて、受け入れた相談に対する的確な対応を図るべく、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、子育て支援センターなどを重層的なつながりで、相互の連携強化を図るとともに、相談ケースの情報を共有することを通じて、全体的な対応能力の向上を図ります。

さらに、様々な市民のニーズに応えられるよう、消費者被害や法律に関する相談、犯罪被害、こころの相談窓口などの相談窓口についても、充実を図ります。

モニタ  
リング指標

包括的福祉相談窓口 相談件数〔市社会福祉協議会〕

### (2) 地域における身近な相談窓口

#### 現状と課題

ささいな心配事、困りごとであっても、身近な地域で相談できることで、専門的な相談窓口へつながりやすくなります。本市では、市内各地域で民生委員・児童委員をはじめとする地域の人たちの力により、身近な場で相談を受けられる体制づくりに取

り組んでいます。アンケートでも「支援機関の存在そのものを知らない人に、適切な情報を伝えること」の必要性を指摘する意見がありました。こうした点について対応するため、地域の身近な相談窓口に関する市民への周知・啓発が求められます。

#### 今後の取り組み

身近な地域においても、安心して相談できるよう、民生委員・児童委員をはじめとする相談体制の充実を図るとともに、その重要性や役割に関して市民への周知・啓発を進めます。

モニタリング指標	民生委員・児童委員 充足率〔福祉総務課〕
----------	----------------------

## 5-2 課題の解決に向けて

### (1) 重層的支援体制整備事業の実施

#### 現状と課題

令和3年4月施行の社会福祉法の改正を受け、重層的支援体制整備事業が創設されました。本市では、令和5年度から対応部署を新設し、事業を開始しました。

この事業の実施により、複雑化・複合化した福祉課題を持つ人たちに対し、課題の解きほぐしを行うとともに、行政の関係部局だけでなく、民間の福祉サービス事業者とも連携し、チームとして困りごとを抱える人を支える体制が整備されつつあります。また、いわゆる「8050問題」や、子育てと親の介護を同時に抱えている「ダブルケア」の問題、長期のひきこもりの状態にある人など、既存の制度の対象となりにくいために、支援が届きにくい人たちへの相談体制の充実を図っています。

複雑化・複合化した福祉課題を、早急に解決することは困難であるため、関係機関が連携しながらの伴走型の支援を進めることが重要となります。関係するあらゆる機関が連携し、支援方針を共有することを通じて、「生きづらさ」を抱えるすべての人への支援の充実が求められています。

#### 今後の取り組み

まず、各福祉分野の相談窓口で、各種の相談を受け止めます。複雑化・複合化した福祉課題に対して、専門機関同士の連携と役割分担のコーディネートを行い、対象者をチームで支える体制を整備するとともに、支援が届きにくい人に対しては、支援者側から支援を届けるよう、継続的に関わりを持ち続けます。また、「社会につながりたい」という思いがある人について、社会資源とのマッチングを行います。そして社会資源の充実を目指すために、地域での居場所づくりや、居場所づくりに取り組む団体のネットワーク構築などに取り組めます。

このような重層的支援体制整備事業だけでなく、既存の福祉サービスやあらゆる社会資源を活用し、複雑化・複合化した福祉課題の解決を目指します。また、解決に向けて効果的な支援を行うため、必要に応じて、重層的支援体制整備事業の支援会議を開催します。

モニタリング指標

重層的支援体制整備事業の支援会議 開催回数〔福祉総務課〕

## 第5章 計画の推進体制

### 1. 計画の推進体制

---

計画の推進にあたっては、市民、自治会などの地域団体、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO法人、福祉事業者など各主体が地域福祉の担い手であり、時には受け手にもなり得ることを認識することが必要です。

市民一人ひとりの地域福祉を推進するため、本市は、本計画の理念の周知・啓発を図るとともに、庁内関係部署との連携を密にし、施策・事業の円滑な推進を図ります。

また、四日市市地域福祉計画検討委員会を定期的を開催し、関係団体の活動状況や新たな地域の福祉課題などについて情報交換を行い、課題の解決を探っていくと同時に、市民が積極的に地域活動をしていけるような仕組みを検討していきます。

### 2. 計画の進行管理

---

本計画に掲げた各施策の取り組み内容については、第4章のモニタリング指標を基に、毎年度、実施・達成状況の自己点検・自己評価を行った上で、四日市市地域福祉計画検討委員会での議論を踏まえ、翌年度以降の事業実施に活かしていきます。

このように、各事業の自己評価と四日市市地域福祉計画検討委員会による第三者評価を積み重ね、PDCAサイクル（計画、実行、評価、改善）を意識した毎年度の事業の改善に努め、次期計画の施策に反映していくこととします。



## 資料編

### 参考 社会福祉法（抜粋）

（目的）

**第一条** この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

**第四条** 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

**2** 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

**3** 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（包括的な支援体制の整備）

**第百六条の三** 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

**2** 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲

げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(重層的支援体制整備事業)

**第百六条の四** 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業

ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業

四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

- 3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、母子保健法第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。
- 4 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（市町村地域福祉計画）

**第七十七条** 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
  - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

## 参考 第4次計画期間中（令和元年度～令和5年度）の主な法制度面の動き

令和元年度	
令和2年度	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布（重層的支援体制整備事業の創設、社会福祉連携推進法人制度の創設 など）
令和3年度	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の施行
令和4年度	「こども基本法」制定・「児童福祉法」改正
令和5年度	「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」成立、施行

## 四日市市地域福祉計画検討委員会 委員名簿

(順不同、敬称略)

委員区分	氏名	選出団体等
学識経験者	三好 禎之	大分大学 准教授
関係団体代表	鶴岡 勝彦	四日市市自治会連合会 理事
関係団体代表	川添 日出美	四日市市地区社会福祉協議会連絡協議会 副会長
関係団体代表	壺田 實	四日市市老人クラブ連合会 会長
関係団体代表	岸本 久義	四日市市民生委員児童委員協議会連合会 副会長
関係団体代表	樋口 民子	四日市市民生委員児童委員協議会連合会 主任児童委員部会 地域代表
事業者団体代表	鈴木 廣子	北勢地区老人福祉施設研究協議会 副会長
関係団体代表	榊原 幸一 (～R5.11.6)	四日市市身体障害者団体連合会 事務局長
	井上 雅之 (R5.11.7～)	四日市市身体障害者団体連合会 副会長
関係団体代表	田村 美幸	四日市人権擁護委員協議会四日市地区委員会 人権擁護委員
関係団体代表	須藤 陽子	社会福祉法人四日市市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長
関係団体代表	宮本 寛子	四日市保護司会 副会長



## 第5次四日市市地域福祉計画

令和6年度～令和10年度

令和6年3月

四日市市 健康福祉部 福祉総務課

〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号

電話:059-337-9520 FAX:059-359-0288

Eメール:fukushisoumu@city.yokkaichi.mie.jp

市ホームページ:<https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/index.html>